

2024年12月3日
西荻ご神木けやきを守る会共同代表一同

杉並区環境課は、本年11月5日にお会いした際、本件コンクリート基礎は「産廃である」と何度も明言されていましたが、その後、清水総合開発等からの「工作物」としての「解体工事計画届出書」を受理されました。これは、「産廃でなく工作物」と見解を変更されたことを意味します。

この見解の変更は、本件経緯から推察しますと、東京都産廃対策課の見解に依拠したものであると思いますが、何に依拠したものであれ、環境省通知環循適発第2109301号・環循規発第2109302号(令和3年9月30日)がありますから、杉並区として、同通知に基づいて「廃棄物か否か」を判断しなければなりません。

したがって、本件コンクリート基礎について「産廃でなく工作物」と判断された根拠を以下、説明してください。

1. もしも、その根拠が日本建設業連合会ガイドラインにあるならば、同ガイドラインが挙げている、直接利用しない場合でも「廃棄物に該当しない」地下躯体と判断できるための三条件(下掲の日本建設業連合会発行のリーフレットを参照)を本件コンクリート基礎が満たしていることを説明してください。

Q2

建物上屋を解体した時点で、直接的に利用しない地下躯体等は不要なもの(廃棄物)となり、撤去しなければならないのではないのでしょうか？

A2

本設や仮設として直接利用しない場合であっても存置する既存地下工作物が以下をすべて満足すれば、廃棄物に該当しないと判断できます。

- ①「既存杭」、「既存地下躯体」、「山留め壁等」のいずれかであること
- ②総体として、地盤の健全性・安定性を維持するために存置するものであること
- ③発注者および土地所有者が、存置に関する記録を残し、存置した地下工作物を適切に管理するとともに土地売却時には売却先に記録を開示し、引き渡しをすること

また、同ガイドラインと同趣旨で出された上記環境省通知が、「第3 地下工作物の取扱いについて」で挙げている「存置の対象となる地下工作物」に該当するための四条件を本件コンクリート基礎が満たしていることを説明してください。

2. もしも、その根拠が総合判断説(最高裁判決)にあるならば、総合判断説の挙げる五条件のそれぞれに基づき、「本件コンクリート基礎が廃棄物でないこと」及び「本件コンクリート破片が廃棄物であること」を別紙 Excel 表への記入を通じて説明してください。
3. もしも、その根拠が日本建設業連合会ガイドラインにも総合判断説にもない独自のものであるならば、それに基づいて「本件コンクリート基礎が廃棄物でないこと」を説明して下さい。

以上の1~3のいずれによっても、本件コンクリート基礎が廃棄物でないことを説明し得ない場合には、本件コンクリート基礎は「廃棄物」にあたることになり、「工作物としての解体工事」は違法になりますので、清水総合開発(株)及び(株)ビルナックスに即刻中止するよう指示されることを要請いたします。

注1:回答は、2024年12月5日までをお願いいたします。

注2:緊急を要するため、捺印無しで送りますが、捺印付きの文書が必要であれば、要求してください。

以上